



2020年12月10日

各 位

会 社 名 ト ビ ラ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 明 田 篤  
(コード番号：4441 東証第一部)  
問 い 合 せ 先 取 締 役 CFO 後 藤 敏 仁  
TEL. 050-5533-3720

## 従業員に対する譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員に対する譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1 本制度の導入の目的

本制度は、当社従業員のうち所定の要件を満たす者（以下「対象者」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

### 2 本制度の概要

対象者は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。本制度では、導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、一定の譲渡制限期間を設けるものとします。

また、一部の対象者については、当社の取締役会が定める一定の業績目標の達成を譲渡制限解除の条件とする予定です。

なお、各対象者への具体的な支給時期及び配分は、取締役会において決定いたします。

### 3 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、対象者への付与を決定する取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（終値が無い場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とされない範囲で取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象者は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以 上